

毒物劇物取扱責任者変更届

<p>事 項</p>	<p>1. 毒物劇物取扱責任者を変更したとき 2. 毒物劇物業務上取扱者の届出をした者が毒物劇物取扱責任者を変更したとき</p>		
<p>根拠法令等</p>	<p>法第7条(毒物劇物取扱責任者) 法第8条(毒物劇物取扱責任者の資格) 法第22条第4項(準用) 規則第5条(毒物劇物取扱責任者に関する届出) 規則第6条(学校の指定) 毒物及び劇物施行細則第2条</p>		
	<p>1 毒物劇物取扱責任者変更届 【別記第9号様式】 2 変更後の毒物劇物取扱責任者に係る次の各号に掲げる書類 (1) 7. 薬剤師であるときは、薬剤師免許証の写し イ. 学校教育法第41条に規定する高等学校又はこれと同等以上の学校で応用化学に関する学課を修了した者であるときは卒業証明書の写し(高等学校の場合は、単位修得証明書) ウ. 都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験の合格者であるときは合格証の写し (2) 申請者に係る精神機能の障害又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書(発行日は3ヶ月以内のものか確認すること。) (3) 責任者の資格を有する者が、目が見えない者、耳が聞こえない者、口がきけない者又は色盲の者に該当するに至った場合等については、補助者等の措置を講じたことを証する書面(上記診断書に同じ) (4) 毒物及び劇物取締法第8条第2項第4号に該当しない(毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者ではない)旨の宣誓書 (5) 使用関係を証する書類として、雇用契約書の写し (6) 届出期日(30日)を過ぎて提出する場合は、遅延理由書 注) 薬局(医薬品販売業)の管理薬剤師の変更届と同時に提出するときは、添付書類のうち、薬局又は医薬品販売業の変更届の添付書類と重複する書類は省略できる。</p>		
<p>提出先</p>	<p>薬務課</p>	<p>提出部数</p>	<p>1部</p>
<p>受理機関</p>	<p>知事(薬務課)</p>		
<p>手数料</p>	<p>不要</p>		

<留意事項>

1 届出の取扱い

- ① 届出の単位は許認可毎であり、それぞれ店舗及び業種毎に届出が必要である。
- ② 変更後の毒物劇物取扱責任者は、現に登録を受けている毒物劇物製造所、販売店又は毒物劇物業務上取扱者の届出をした店舗又は事業場に勤務できる者であること。

2 届出書の記載事項について

記載欄	記載上の注意事項
業務の種別	・一般販売業、農薬用品目販売業、特定品目販売業、毒物劇物製造業、毒物劇物輸入業又は特定毒物研究者の別を記載すること。
登録（許可）番号及び登録（許可）年月日	・毒物劇物販売業者、毒物劇物製造（輸入）業は、登録票の上部に記載されている登録番号、及び下欄の有効期間開始日の年月日を記載すること。 ・特定毒物研究者は、許可証の番号及び許可証交付年月日を記載すること。
製造所（営業所、店舗、事業場）の所在地及び名称	・所在地の表記や名称を変更する場合にあっては、変更後の所在地の表記や名称を記載する。 ・テナントビル等に入居している場合はビル名及びその階数を記載する。また、丁目、番地、号はアラビア数字を用いて、「2丁目3番4号」を「2-3-4」のように記載してもよい。
変更前及び後の毒物劇物取扱責任者の住所及び氏名	・テナントビル等に入居している場合はビル名及びその階数を記載すること。また、丁目、番地、号はアラビア数字を用いて、「2丁目3番4号」を「2-3-4」のように記載してもよい。
変更後の毒物劇物取扱責任者の資格	・法第8条第1項の第何号に該当するかを記載すること。同項第3号に該当する場合には、一般毒物劇物取扱者試験、農薬用品目毒物劇物取扱者試験又は特定品目毒物劇物取扱者試験のいずれに合格した者であるかを併記すること。 ただし、附則第3項に規定する内燃機関用メタノールのみを取扱いに係る特定品目毒物劇物取扱者試験に合格した者である場合には、その旨を付記すること。
変更年月日	・変更の生じた日から31日以上経過した場合は、遅延理由書を添付する。
備考	・添付書類を省略する場合は、「省略書類の名称、届出済書類の提出年月、届出内容、許可番号、添付済みのため省略」との旨を記載すること。
その他	・法人の申請にあっては、法人登記印を押印すること。 ・申請時に記載事項を容易に訂正できるよう、申請書の余白に捨印を押印することが望ましい。 ※捨印がない場合は、全ての訂正箇所に押印が必要。

3 添付書類に関する取り扱いについて

（1）添付書類の省略等について

省略可能な書類	省略できる場合
免許証・使用関係を証する書類	・申請者の経営する他の店舗において現在又は過去に従事者として届出済みであってその内容に変更がない場合 但し、離職者が復職する場合にあっては、使用関係を証する書類は省略できない。 ・申請者（法人の役員を含む）が有資格者として従事する場合、「使用関係を証する書類」は添付不要
診断書	・現に他の申請・届出の添付書類として3ヶ月以内に提出済みである場合

毒物劇物取扱責任者変更届

業 務 の 種 類	
登 録 番 号 及 び 登 録 年 月 日	第 号 平成 年 月 日
製造所(営業所、店舗、 事業場)の所在地及び 名 称	
変更前の毒物劇物取扱 責任者の住所及び氏名	
変更後の毒物劇物取扱 責任者の住所及び氏名	
変更後の毒物劇物取扱 責任者の資格	毒物劇物取締法第8条第1項第 号
変 更 年 月 日	年 月 日
備 考	

上記により、毒物劇物取扱責任者の変更の届出をします。

年 月 日

住 所

(法人にあっては、主
たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名
称及び代表者の氏名)

TEL () -

印

奈良県知事

殿